第23号 10月

三重県議会定例会会議録

平成28年

三重県議会定例会会議録

第 23 号

○平成28年10月19日(水曜日)

議事日程(第23号)

平成28年10月19日(水)午前10時開議

第1	議案第116号から議案第133号まで
	〔委員長報告、採決〕
第2	認定第1号から認定第4号まで
	〔委員長報告、討論、採決〕
第3	請願の件
	〔討論、採決〕
第4	意見書案第11号から意見書案第17号まで
	〔討論、採決〕
第5	常任委員会の調査事項に関する報告の件
第6	議案第134号
	〔提案説明、採決〕
第7	認定第5号から認定第17号まで
	〔提案説明、委員会付託〕
第8	議員派遣の件
	会議に付した事件
D 10 65 4	举序体110日A. 2 举序体100日之本

日程第1 議案第116号から議案第133号まで 日程第2 認定第1号から認定第4号まで

日程第3 請願の件

- 日程第4 意見書案第11号から意見書案第17号まで
- 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第6 議案第134号
- 日程第7 認定第5号から認定第17号まで
- 日程第8 議員派遣の件

		会議に出欠席の議員氏名		
出席議員	49名			
1	番	芳 野	正	英
2	番	中瀬古	初	美
3	番	廣	耕え	大郎
4	番	山 内	道	明
5	番	山本	里	香
6	番	岡野	恵	美
7	番	倉 本	崇	弘
8	番	稲 森	稔	尚
9	番	下 野	幸	助
10	番	田中	智	也
11	番	藤根	正	典
12	番	小島	智	子
13	番	彦坂	公	之
14	番	濱 井	初	男
15	番	吉川		新
16	番	木 津	直	樹
17	番	田中	祐	治
18	番	野口		正
19	番	石 田	成	生
20	番	中村	欣-	一郎

21	番	大ク	人保	孝	栄
22	番	東			豊
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	_
27	番	北	Ш	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	舘		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	_
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	Щ	本		勝
48	番	Щ	本	教	和
49	番	西	場	信	行

50	番	中川	正	美
(42	番	欠		番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務	局長		福	田	圭	司
書	記	(事務局次長)	原	田	孝	夫
書	記	(議事課長)	桝	屋		眞
書	記	(企画法務課長)	佐々	木	俊	之
書	記	(議事課課長補佐兼班長)	西	塔	裕	行
書	記	(議事課主幹)	Ш	北	裕	美
書	記	(議事課主査)	松	本		昇

会議に出席した説明員の職氏名

知		事	鈴	木	英	敬
副	知	事	石	垣	英	_
副	知	事	渡	邉	信-	一郎
危機	管理統持	舌監	稲	垣	清	文
防災	対策部	3長	福	井	敏	人
戦略	企画部	3長	西	城	昭	$\vec{-}$
総	務 部	長	嶋	田	宜	浩
健康	福祉部	3長	伊	藤		隆
環境	生活音	3長	田	中		功
地域	連携音	3長	服	部		浩
農林	水産部	7長	吉	仲	繁	樹
雇用	経済音	3長	廣	田	恵	子
県土	整備音	3長	水	谷	優	兆
健康	福祉部區	医療対策局長	松	田	克	己
健康	福祉部-	子ども・家庭局長	畄	村	昌	和

環境生活部廃棄物対策局長	渡	辺	将	隆
地域連携部スポーツ推進局長	村	木	輝	行
地域連携部南部地域活性化局長	亀	井	敬	子
雇用経済部観光局長	水	島		徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村	上		豆
企 業 庁 長	松	本	利	治
病院事業庁長	加	藤	敦	央
会計管理者兼出納局長	城	本		曉
教育委員会委員長	前	田	光	久
教 育 長	Щ	口	千什	与力
公安委員会委員長	Щ	本		進
警察本部長	森	元	良	幸
代表監査委員	福	井	信	行
監査委員事務局長	小	林	源力	京郎
人事委員会委員	降	籏	道	男
人事委員会事務局長	青	木	正	晴
選举管理委員会委員	JII	端	康	成
労働委員会事務局長	田	畑	知	治

午前10時0分開議

開議

〇議長(中村進一) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長(中村進一) 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から 提出されました。

次に、意見書案第11号から意見書案第17号までが提出されましたので、お 手元に配付いたしました。

次に、議案第134号、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第68号から報告第70号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、土地開発基金運用状況報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審查報告書

議案番号	件名
1 1 8	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例案
1 2 8	調停の申立てについて

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決 定した。 よって、ここに報告する。

平成28年10月7日

三重県議会議長 中村 進一 様

環境生活農林水産常任委員長 彦坂 公之

健康福祉病院常任委員会審查報告書

議案番号	件	名
1 2 0	三重県民生委員定数条例の	一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決 定した。

よって、ここに報告する。

平成28年10月5日

三重県議会議長 中村 進一 様

健康福祉病院常任委員長 小島 智子

防災県土整備企業常任委員会審查報告書

議案番号	件名
123	工事請負契約の変更について(北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業護岸工事(その3))
1 2 4	工事請負契約の変更について(北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業護岸工事(その4))
1 2 9	権利の放棄について
130	有料道路の事業変更に同意するについて
1 3 1	三重県道路公社の解散に同意するについて

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年10月11日

三重県議会議長 中村 進一 様

防災県土整備企業常任委員長 下野 幸助

教育警察常任委員会審查報告書

議案番号	件名
1 2 1	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案
1 2 2	工事請負契約について (四日市北警察署庁舎棟建築工 事)
1 2 5	工事請負契約の変更について (特別支援学校東紀州くろ しお学園 (本校) 統合整備校舎棟ほか建築工事)
1 2 7	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年10月11日

三重県議会議長 中村 進一 様

教育警察常任委員長 村林 聡

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件	名
1 2 6	財産の取得について	

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決

定した。

よって、ここに報告する。

平成28年10月6日

三重県議会議長 中村 進一 様

総務地域連携常任委員長 大久保 孝栄

予算決算常任委員会審查報告書

議案番号	件名
1 1 6	平成28年度三重県一般会計補正予算(第3号)
1 1 7	三重県動物愛護推進センター条例案
1 1 9	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 3 2	平成27年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
1 3 3	平成27年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について

認定番号	件	名
1	平成27年度三重県水道事業	 決算
2	平成27年度三重県工業用水	道事業決算
3	平成27年度三重県電気事業	决 算
4	平成27年度三重県病院事業	 决算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべき ものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年10月17日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 舘 直人

請願審查結果報告書

(新 規 分)

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件	名	提	出	d 4	者	紹	介	議	員	審査 結果
請23	国民健康保険広域 もが安心して払え よう求めることに	る保険料となる					山岡稲	本野森	里恵稔	香美尚	不採択

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件名	提出者	紹	介	議員	審査 結果
請24	義務教育費国庫負担制度の存続と 更なる充実を求めることについて		山岡倉稲下小藤長	本野本森野島田田	里恵崇稔幸智宜隆香美弘尚助子三尚	採択
請25	教職員定数改善計画の策定・実施 と教育予算拡充を求めることにつ いて		山岡倉稲下小藤長	本野本森野島田田	里恵崇稔幸智宜隆	採択
請26	子どもの貧困対策の推進と就学・ 修学支援に関わる制度の拡充を求 めることについて		山岡倉稲下小	本野本森野島	里恵崇稔幸智	採択

		会長 原田 浩伸 ほか3名	藤長	田田	宜 隆	三尚	
請27	防災対策の充実を求めることにつ いて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	山岡倉稲下小野大藤小津長	本野本森野島口保田林田田	里恵崇稔幸智 孝宜正健隆	香美弘尚助子正栄三人児尚	採択
請28	2017年度に向けて30人学級とゆき とどいた教育を求めることについ て		山岡稲	本野森	里恵稔	香美尚	不採択

意見書案第11号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案 上記提出する。

> 平成28年10月11日 提 出 者 教育警察常任委員長 村 林 聡

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の 根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及 び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

また、「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確

保、適正配置及び資質の向上に負うところが大きいところでもある。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に 充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 文部科学大臣

意見書案第12号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画 の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案 上記提出する。

> 平成28年10月11日 提 出 者 教育警察常任委員長 村 林 聡

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画 の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

平成23年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校1年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

一方で、学校教育の現場では、教員が教科指導のほかに、生徒指導、部活動 指導等を一体的に担っている状況であるとともに、暴力行為や不登校など児童 生徒を取り巻く諸課題は複雑化・多様化している状況にもある。加えて、増加 傾向にある日本語指導が必要な児童生徒や障がいのある児童生徒など多様な子 どもたち一人ひとりの状況に応じた対応も求められている。

これら山積する教育問題の解決を図り、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、それに伴う計画的かつ安定的な教職員の定数改善を行うとともに、教育予算を拡充し教育条件の整備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第13号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡 充を求める意見書案

上記提出する。

平成28年10月11日 提 出 者 教育警察常任委員長 村 林 聡

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡 充を求める意見書案

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を 与えている。

平成26年1月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではなく、就学援助を受ける子どもの割合は、依然として高止まりの傾向となっている。また、高等学校段階においては、「高校生等奨学給付金」制度が創設されたものの、高校生等奨学給付金の対象とされる低所得世帯を除けば、高等学校等就学支援金で相殺される授業料以外の入学料や教材費、部活動のための経費等は、依然として保護者等が負担する必要がある。

更に、高等教育段階における貸与型奨学金については、その返還が大きな負担となっており、新たな給付型奨学金の創設が強く求められている。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国におい

て、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとと もに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

意見書案第14号

学校における防災対策の充実を求める意見書案 上記提出する。

> 平成28年10月11日 提 出 者 教育警察常任委員長 村 林 聡

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている文部科学省所管の地震調査研究推進本部に おいて、本年1月1日を算定基準日とする、今後30年程度の間における南海ト ラフ巨大地震の発生確率は、70%程度となっている。

現在、学校の耐震化や防災機器の整備等は着実に進められている一方、公立 学校施設における屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒 落下防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策はより一層の推進 が求められている。 また、学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時には 地域住民の避難所となることが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に 重要な役割を担っている。この面からも、南海トラフ巨大地震等の災害を想定 した学校施設の耐震性・耐火性など安全対策の確保、避難者の生活を支えるト イレや自家発電設備など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄及び避難所の円 滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した 学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(防災)

意見書案第15号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書案 上記提出する。

平成28年10月11日

提出者

山岡倉稲大保田道恵崇禄孝官

建 田 嶋 年 展 尚 女 森 英

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書案

北朝鮮は、ミサイルの発射実験を繰り返し行い、また、今年に入り2回目の 核実験を強行した。これらの度重なる暴挙は、国連安全保障理事会の決議に対 する明白な違反であるとともに、北東アジア地域及び国際社会の平和と安全を 脅かすものであり、断じて容認することはできない。

加えて、北朝鮮は、現在も拉致した多数の日本国民を不法に抑留し続けており、拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、一刻も早い解決に向けて取り組まなければならない。

政府は、全ての拉致被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題としているところであり、あらゆる方策を講じて拉致被害者全員の早急な帰国を実現させるため、核及びミサイル問題と並行して、拉致問題の解決に全力を挙げて取り組む必要がある。

よって国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との 緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、 行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全 解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進 一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、拉致問題担当大臣、総務大臣、 外務大臣

意見書案第16号

TPP協定の締結等に関する慎重な審議及び我が国の農業と国 民生活を守ることを求める意見書案

上記提出する。

平成28年10月11日

提出者

TPP協定の締結等に関する慎重な審議及び我が国の農業と国 民生活を守ることを求める意見書案

TPP(環太平洋パートナーシップ)協定は、既に参加国による署名が行われ、参加国の国内における批准手続を進める段階に入っている。

政府は、TPP協定の発効に伴う影響等に対応するため、「総合的なTPP 関連政策大綱」を決定し、農業の体質強化や経営の安定化等に向けた対策を講 じている。しかしながら、「衆参両院における農林水産委員会の決議」におい て、政府に求めていた農産物の重要品目の聖域を確保することや食品の安全性 に関する基準等を確保することなどが、TPP協定の内容に反映されているか について、十分な検証は行われていない。 本県においても、TPP協定の発効に伴って農産物の価格が下落することなどが想定され、農業従事者の生産意欲の減退、農業経営の悪化による離農者の増加が懸念されている。

また、TPP協定の発効により、我が国の食品の安全性に関する基準等が確保されるかどうかについて不安も増大している。

現在、TPP協定の締結に関する国会の承認が求められているとともに、 TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が提出されているとこ ろであるが、生産現場の不安などを払拭し、国民の理解を得た上で、必要な手 続が進められるよう、国会において十分な議論を尽くすことが求められる。

更に、TPP協定の発効に伴い、現時点において予期されない影響が明らかになることも考えられることから、中長期的な視点に立った施策を展開することが求められる。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 TPP協定の内容が、「衆参両院における農林水産委員会の決議」の趣旨 に沿ったものであるかについて、十分な検証を行うとともに、TPP協定の 内容について国会及び国民に対して丁寧な説明を行うこと。
- 2 TPP協定の発効が我が国の農業及び国民生活に多大な影響を与えるものであることに鑑み、国会においてTPP協定の承認及び同協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の審議を慎重に行い、十分な議論を尽くすこと。
- 3 TPP協定の発効に伴い、予期されない影響が明らかになった場合は、緊急的対策を講じるとともに、農業従事者が安心して持続可能な農業を営むことができるよう、農業生産の維持及び拡大に向けた中長期的な視点に立った政策を確立すること。
- 4 農業生産の減少や食料自給率の減少を招くことがないよう、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる食料自給率の目標を超える食料自給率の達成に

向けた対策を講じること。

5 遺伝子組換え食品等の表示に関する規制や食品添加物等の安全性に関する 基準を確保し、消費者の不安を払拭する対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、外務大臣、農林水産大臣

意見書案第17号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案 上記提出する。

平成28年10月11日

提出者

山内道明

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚

藤田宜三

津 田 健 児

長 田 隆 尚

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交

通対策など、地方公共団体は、その果たす役割が拡大する中で、地方創生など、 新たな政策課題にも直面している。このため、様々な政策課題に対応するため に必要な人材の確保を進めるとともに、それを支える地方財政の確立を目指す 必要がある。

しかしながら、地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、巨額の財源不足が生じており、依然として厳しい状況にある。

また、地方歳出の多くは法令により義務付けられている経費や国の補助事業であり、国の歳出改革が進められる中で、法令や制度の見直しを行わず、地方の歳出削減が実施されれば、地域経済の好循環や地方創生の取組はもとより、住民に対する行政サービスの確保に深刻な影響を与えることが強く懸念される。よって、本県議会は、地方公共団体の安定的な財政運営を実現するため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財 源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズに対応し、及びこれに係る人材を確保するため、 社会保障関係の財源を確保するとともに、地方財政への措置を的確に行うこ と。
- 3 平成28年度から5年間の「復興・創生期間」における東日本大震災からの 復旧・復興を円滑に進めるために必要な財源を十分に確保すること。
- 4 各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方自治体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 5 平成28年度の地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、その拡充を図ること。また、歳出特別枠については、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費への振替

を行い、その財源措置について臨時的な財源から恒久的な財源への転換を図ること。

6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るため、市町村合併 の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模の地方公共団体 に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村 進一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、地方創生担当大臣、 総務大臣、財務大臣

提出議案件名

議案第134号 土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて

認定第5号 平成27年度三重県一般会計歳入歳出決算

認定第6号 平成27年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特 別会計歳入歳出決算

認定第9号 平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会 計歳入歳出決算

認定第10号 平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出 決算

認定第11号 平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

認定第12号 平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第13号 平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算

認定第14号 平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳 入歳出決算

認定第15号 平成27年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

認定第16号 平成27年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第17号 平成27年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

委 員 長 報 告

○議長(中村進一) 日程第1、議案第116号から議案第133号までを一括して 議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。彦坂公之環境生活農林水産常任委員長。

[彦坂公之環境生活農林水産常任委員長登壇]

○環境生活農林水産常任委員長(彦坂公之) 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第118号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月5日及び7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べま す。

まず、自然環境の保全についてであります。

本県には、豊かな自然や美しい景観があり、中でも、リアス海岸を有する 伊勢志摩国立公園は、環境省が進める国立公園満喫プロジェクトの先導的モ デルに選定されるなど、高く評価されているところです。

こうした三重ならではの自然、景観をしっかりと守り、次世代に引き継いでいくためには、国立公園内におけるソーラーパネルの設置に関する規制の

検討など、事業者等による開発が、景観の保全も含め、自然環境に配慮した ものとなることが求められます。

県当局におかれては、地域の自然環境が確実に保全されるよう、関係部局が連携して、適切に指導等に取り組まれることを要望します。

次に、間伐の取組についてであります。

森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しています。こうした機能が発揮されるためには、森林の適切な整備及び保全を進めていくことが求められますが、昨年度における間伐実施面積の累計は、三重の森林づくり基本計画に掲げる目標を下回る結果となっています。

県当局におかれては、施業の集約化や、路網整備、高性能林業機械の導入など、さらなる効率化、低コスト化を進めることにより、間伐が促進されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 小島智子健康福祉病院常任委員長。

〔小島智子健康福祉病院常任委員長登壇〕

〇健康福祉病院常任委員長(小島智子) 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第120号三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。 三重県地域医療構想の策定についてであります。

医療介護総合確保推進法により、県が策定することとなっている地域医療構想については、県内八つの構想区域ごとに地域医療構想調整会議が設置され、地域の医療機能等に関する協議、調整が行われており、その中には県立病院も含まれています。その一方で、県立病院においては、県立であるからこそ求められる役割を果たすために、必要となる医療機能の充実に努めてい

るところでもあります。

県当局におかれては、地域医療構想の策定に当たって、県立病院が地域に おいて求められる役割をしっかりと果たすことができるよう、十分に留意し ながら取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 下野幸助防災県土整備企業常任委員長。

[下野幸助防災県十整備企業常任委員長登壇]

〇防災県土整備企業常任委員長(下野幸助) 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第123号工事請 負契約の変更について(北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化セン ター第2期建設事業護岸工事(その3))外4件につきましては、去る10月 11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結 果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べま す。

最初に、地震対策についてであります。

本年4月に発生した熊本地震を受けて、県当局では課題を整理し、今後の 対応の方向性について検討しているとの説明を受けました。本委員会でも、 熊本県庁をはじめ、熊本地震に関する県外調査を実施した中で、被災者への 支援物資の配布や情報の提供、罹災証明書の交付事務などについて課題を感 じたところであります。

地震発生の可能性が高まっている中、県当局におかれましては、熊本地震から得られた貴重な教訓をできるだけ速やかに、平成29年度策定予定の広域受援計画など、本県の対策に生かしていただくよう要望します。

次に、RDF焼却・発電施設運転等管理業務委託の入札公告における不適切事案についてであります。

入札中止に至った今回の件は、調査の結果、特定の業者に便宜を図る意図はなく、事務処理上の誤りであり、チェックリストの見直しなどの再発防止

策を講じるとの説明を県当局から受けました。二度と同じ誤りを繰り返さぬよう再発防止策を徹底するのはもちろんのこと、今まで以上に緊張感を持って適切な事務処理を行うよう要望します。

最後に、建設産業の活性化についてであります。

県当局から、新三重県建設産業活性化プラン(仮称)策定の検討状況について説明を受けましたが、県の財政状況が厳しい中、公共事業の事業量が減少している現状は、県内事業者の技術力向上や人材育成に影響を及ぼすことが懸念されるところです。建設産業が災害時などの安全・安心にも重要な役割を担っていることを勘案した新しいプランとなることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 村林 聡教育警察常任委員長。

[村林 聡教育警察常任委員長登壇]

○教育警察常任委員長(村林 聡) 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第121号三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る10月6日及び11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べま す。

まず、交通安全施設の整備についてであります。

信号機や横断歩道など、交通安全施設の整備は、県民にとって非常に身近で関心が高い問題であり、本委員会でもこれまでに幾度となく委員長報告を行うなど、県民の安全・安心を確保していく上で喫緊の課題となっています。

県当局におかれては、関係機関との連携、調整を十分に図り、厳しい財政 状況の中であっても、必要かつ十分な予算を確保していただいた上で、必要 性、緊急性の高い箇所への信号機の設置や、摩耗した道路標示の塗りかえな ど、一つでも多く交通安全施設の整備充実を進められるよう要望します。 次に、次期県立高等学校活性化計画(仮称)についてであります。

次期県立高等学校活性化計画(仮称)は、地域の状況や学校の果たす役割等にも十分に配慮するなど、これまでにない新たな視点も取り入れた活性化計画として検討が進められています。今後、活性化計画の策定を進めていく上では、小規模校の意義に十分配慮して検討を進めていただくよう要望します。

また、多様な学習ニーズを持つ生徒たちが学ぶ定時制課程、通信制課程の さらなる充実に向けても検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 大久保孝栄総務地域連携常任委員長。

[大久保孝栄総務地域連携常任委員長登壇]

○総務地域連携常任委員長(大久保孝栄) 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第126号財産の取得 についてにつきましては、去る10月6日に委員会を開催し、関係当局の出席 を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべき ものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 舘 直人予算決算常任委員長。

〔舘 直人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長(舘 直人) 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第116号平成28年度三重県一般会計補正予算(第3号)外4件につきましては、去る10月5日及び11日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月17日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採決

○議長(中村進一) これより採決に入ります。

議案第116号から議案第133号までの18件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(中村進一) 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の 報告どおり可決されました。

委員 長報告

○議長(中村進一) 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果 について報告を求めます。 館 直入予算決算常任委員長。

〔舘 直人予算決算常任委員長登壇〕

〇予算決算常任委員長(舘 直人) 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成27年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月3日及び17日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月7日及び11日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。その結果、認定第1号平成27年度三重県水道事業決算外3件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項 について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の平成27年度の経常収支は1億9779万円の純利益となっており、

前年度から20億4679万円の減額となっています。これは、平成27年4月の料金改定に伴い給水収益が減少したこと、26年度の会計基準の改正に伴い計上した特別利益が27年度は皆減となったことなどによるものです。

また、工業用水道事業の平成27年度の経常収支は4億8340万円の純利益となっていますが、前年度から4595万円の減額となっています。これは、工業用水の年間供給量が近年やや減少傾向にあるほか、多度工業用水道事業の給水停止に伴う給水収益の減少等が主な要因です。

今後、老朽化対策に伴う施設改良や、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断で新たに対応が必要となった浄水場施設の耐震化工事など、資金需要が見込まれる一方、人口減少が進み、経済状況の大幅な改善も見られない中で、水需要の大幅な増加は期待できないことから、経営環境は依然として厳しいものになると考えられます。

水道事業及び工業用水道事業は、県民の暮らしや企業活動を維持するため、 欠くことのできないものであることから、引き続き耐震化工事を計画的に実 施していくとともに、今後も安定的な経営により適切なサービスが供給され るよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

電気事業は、全ての水力発電所の譲渡が完了した平成27年4月1日以降、 任意適用事業であるRDF焼却・発電事業を主体としています。

平成27年度の経常収支は10億5543万円の純利益となっており、前年度から12億6879万円の増額となっています。これは、水力発電においては、水力発電所譲渡後の残務整理に伴う事業費用の計上等により、1億1969万円の赤字となりましたが、RDF焼却・発電事業において、RDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金を特別利益として計上したことなどにより、11億7513万円の黒字となり、純利益が大きく増加しています。しかし、RDF焼却・発電事業は、依然として累積欠損金が13億9863万円残っており、平成29年度以降、維持管理費用の大幅な増加及び売電単価の値下がりに伴う売電収入の減少も見込まれていることから、安全性の確保を前提とした上で、さらに効率的な

発電運用を行うことにより、健全な経営に努められるよう要望します。 最後に、病院事業についてであります。

病院事業は、県直営病院としてのこころの医療センターと一志病院、指定 管理者制度を導入した志摩病院の3病院を運営しています。

平成27年度の経常収支は7219万円の黒字であり、前年度決算とほぼ同額となっていますが、総収支は7494万円の純利益であり、前年度に比べ、14億22万円改善しています。これは、平成26年度決算では、会計基準の改正に伴い、特別損失に計上した退職給付引当金等13億9713万円が、27年度決算ではなくなったことなどによるものであります。

病院別では、こころの医療センターと一志病院の経常収支が、それぞれ5000万円、2744万円の黒字となっております。志摩病院では、経常収支が525万円の赤字になっていますが、主に減価償却費が減少したことにより、前年度に比べ赤字幅が874万円縮小しています。

病院事業経営は、93億円余りに及ぶ多額の累積欠損金が生じるなど、依然 として厳しい状況にあることから、全国の同規模もしくは類似の公立病院や 民間病院との経営比較など、ベンチマーキングを行い、引き続き収益の確保 や費用削減に努め、より一層の経営の健全化に取り組まれるよう要望します。

また、未収金対策については、本庁と病院の職員との連携を図りながら、 裁判所を通じての支払い督促や、弁護士への回収委託などの効果的な回収対 策を引き続き実施するとともに、診療費用に係る早期相談の促進や公費負担 制度の説明を丁寧に行うなど、未収金発生の防止に向けた対策が継続して行 われるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討論

○議長(中村進一) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。 5番 山本里香議員。

[5番 山本里香議員登壇]

○5番(山本里香) 日本共産党を代表いたしまして、今議会に上程されました認定議案第1号、2号、3号、4号の企業4会計の決算について認定しがたく、反対討論をいたします。

まず、第1号、第2号の水道事業、工業用水道事業についてです。

これまでも、決算、予算で指摘をしてまいりましたが、使わない水まで市町に押しつけ、住民負担の高い水道料となっている現実があります。顕著な例は、長良川河口堰をつくったがための導水事業で、積算根拠、需要予測を誤ったために、当初計画より遠くまで導水し、さらなる住民負担を増やしました。一部は水道料金に転嫁され、また、一般会計から繰り入れをしているので税金投入で、これも県民負担です。

平成27年度において、一般会計からの繰り入れは、水道事業、工業用水道 事業全体でおよそ23億円となっています。これらは使われていない水に対す る費用も含んでおるわけです。独立行政法人水資源機構の職員の人件費、保 守管理費なども入っております。21年間を超えて、その総額は約250億円に 積み重なっています。使っていなくて、流しっ放しでも維持費がかかってい ます。

また、市町では、自己水源が十分あるのに県から水を買わなくてはならない、安くておいしい自己水源を捨てて、遠くから引いた高くてまずい水を押しつけられていると言われるところもあります。もちろん、建設のための巨大公共事業の費用も、建設当時、約1500億円と、県民ばかりでなく、国民負担としてはね返っております。

昨年の分科会の審査では、長良川河口堰にトータル、三重県が約617億円かけており、そのうちの約340億円は金利との説明があったときに、その分科会では皆さんが驚愕のため息を漏らされました。今年度の審査では、そういったことすら論じられませんでした。これでよかったのか、このままでいいのかということが重要です。つくってしまったものはしようがないという

ことでしょうか。これも、今の三重県の財政難で、政策的経費45%カットなどということを招いている原因の一つではないでしょうか。真剣な反省もないまま、この事業を運営することを承認することはできません。

次に、認定第3号、電気事業会計です。

RDF発電事業については、悲しむべき死傷者を出した事故の責任の所在をはっきりすべきだ、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、2名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面からも総括すべきだ、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのだろうかということが問題提起されたのは、去年の、これも決算審査の委員会でありました。議会の議決責任という言葉もそのときに出てきたわけです。まさにそのとおりです。総括が不十分だと指摘され、引き続きということになっていたはずです。その鼻息はどこでしぼんでしまったのでしょうか。

そして、今回の事務的なミスと説明のあった疑惑です。常任委員会では、 疑念について払拭されたということですが、私も含め、県民の中には、疑念 はいまだ晴れずです。これらのことが不十分なままで、電気事業についての 審査のベースすらできていないのではないでしょうか。この決算認定に対し てノーと言わざるを得ません。

最後に、第4号認定議案、病院事業会計についてです。

本会計は、県民の健康と地域医療を守る重要なものです。僻地医療支援を専門とする公益社団法人地域医療振興協会によって、指定管理料に加えて、一定期間、県より財政支援をしている県立志摩病院、民間売却をしたかったがならずに、直営で地域の家庭医療の中心として大きなかなめとなっている県立一志病院、三重県の精神科医療をリードする県立こころの医療センターの3病院では、それぞれの病院が、国が進める社会保障費、医療費抑制の荒波の中で、地域住民によってつくられ、誰もが、いつでも、どこでも、どこに住んでいても、安心して医療が受けられ、健康で安心して住み続けられる

地域づくりを進めるという自治体病院の役割が発揮できるようにと御苦労されていることがよくわかります。

顧みれば、2000年代の初めに、小泉内閣が、聖域なき構造改革という名のもと、市場に委ねることは市場へ、いわゆる官から民へと、まさしく聖域なき改革を推し進めた中で、医療費の抑制のために、前回の公立病院改革ガイドラインが進められ、三重県においても、県立総合医療センターを独立行政法人化して手放し、県立志摩病院への指定管理者制度の導入、県立一志病院では、民間への売却を目指したができなかったわけです。それで本当によかったのでしょうか。

自治体病院の役割を矮小化して、経営効率優先での改革を求め、県としての公的な責任の縮小化、放棄につながり、地域医療の後退が進むと懸念された中で、必死に食いとめようとしてみえる今の努力も、連続する診療報酬の引き下げと患者の負担増による受診抑制、地方交付税の大きな削減という医療崩壊の根本的な対策を放棄し、経営効率優先の数値目標、経常収支比率や医業収支比率、職員給与費対医業収益比率、入院日数の数字を追わなければならない現実に飲み込まれています。追い打ちをかけるように、新公立病院ガイドラインと地域医療構想での締めつけで、プラン策定にも負担感は増すばかりです。許可病床数から稼働病床数に算定基礎が変わるということは、経営上も大変なことになってきます。

地域住民の命と健康を守るという自治体の役目の中で、特に自治体病院は、 地域の医療施設をリードして、先ほども申しましたが、いつでも、どこでも、 必要な医療が受けられる体制を確立することが求められています。本日の健 康福祉病院常任委員長の報告の中にも、県立病院の重要性について言及をさ れておりました。

2009年当時、県立病院事業は、一般会計から毎年40億円近い繰り入れをしても赤字が改善されず、病院事業の経営の安定化には人件費の抑制が求められるが、現行の公務員制度の枠組みの中では制度的に困難で、病院職員のモチベーション向上及び経営責任の明確化のためには、病院長が名実ともに経

営責任者として、人事、予算の権限を持ち、全て負うことが必要であるとして、県立志摩病院への指定管理者制度の導入を進めたわけです。

さて、決算の中で、その成果が出ているのでしょうか。人件費の抑制のための指定管理者制度の導入だったことも明らかなわけです。財政的に今般回復傾向にあるとの報告がありましたが、こういった客観的に見て採算困難な状況の中で、大きな努力をしていただいているその陰に、大きな負担が、患者、医療従事者の方に降りかかっていることは否めません。事業者としても苦しいところでしょう。退院してもひとり暮らしで不安、もう少し入院していたかった、紹介状なしでは余分に費用がかかるので、地域の病院で地域のもんでも見てもらえんのか、おってもらえるだけでもありがたいが、医師が二、三カ月でかわっていくという声が聞かれ、指定管理者制度を導入したときには、看護師不足にもかかわらず、ベテラン看護師が泣く泣く事務職へ配置がえということがありました。

採算を超えて医療を受け持つべき公立病院ですから、県からの繰入金がもちろん出ており、指定管理になった志摩病院には、指定管理料約4億8000万円以外に、経営基盤強化交付金を約2億2000万円、これは毎年減らされてきて、平成28年度の予算では9000万円の規模になっています。ほか、特別措置交付金が3300万円ほど昨年度は出ており、赤字を支えていました。それも、基本的には、経営基盤強化交付金は今年度までとなっています。そして、指定管理になる前の困難な状況を回復し、さらに健全化を目指すという指定管理の考え方が、これまで述べた国の医療政策の中でなし得るのか。指定管理料のみでやっていくことになれば、さらなる患者や医療従事者へのしわ寄せがないはずはないでしょう。

先のことになりますが、次の指定管理をどこが受けるのでしょう。一志病院の今後にもかかわってくる大問題だということは、多くの議員の皆さんと共通認識であると思います。指定管理の運営の厳しさはもちろん、指定管理以外の2病院の運営についても、ガイドラインという技術的助言を、収支比率、職員給与比率、病床利用率の点検に加え、財政支援措置で政策誘導する

などの国の地方自治への侵害ともいえる経営を強いた中での決算を認定しが たく、反対をいたします。

以上、反対の討論をいたします。議員の皆さんの賛同に御期待申し上げま す。よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(中村進一) 以上で討論を終結いたします。

採決

○議長(中村進一) これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、認定第1号、認定第2号及び認定第4号の3件を一括して採決いた します。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の 報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに替成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

請願の審議

○議長(中村進一) 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択4件、不採択2件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに 決定いたしました。

討論

〇議長(中村進一) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

[6番 岡野恵美議員登壇]

○6番(岡野恵美) 請願第23号国民健康保険広域化にむけて、誰もが安心して払える保険料となるよう求めることについてと、請願第28号2017年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについては、それぞれの委員長報告では請願を不採択とする結論ですが、日本共産党はその委員長報告に反対し、請願を採択すべきだと考えますので、請願に賛成の立場で討論を行います。

まず、請願第23号です。

請願者は、今でも高過ぎる国民健康保険料が、広域化によってさらに高くなることへの不安をなくしてほしい、国民健康保険料が高いために納められなくなった世帯に対しての滞納処分がさらに厳しく行われることのないようになど、細かに求めています。

そもそも国民健康保険は社会保障であります。国民健康保険法にはこのように書かれています。

第1条、この法律の目的は、社会保障と国民保健の向上に寄与すべきもの、 そして、第4条は国の責任を明記し、都道府県の義務を規定しています。

ところが、自民党政府は、発足当初、半分は国が財政負担をしてきたことを徐々に削り、今や4分の1程度しか負担しなくなりました。そのため、被保険者の負担、すなわち保険料が極めて高くなってまいりました。ここに国民健康保険の根本的な問題点があります。

私は一般質問でも取り上げましたが、所得の2割近い保険料に悲鳴が上がっています。そのため、市町は、一般会計から法定外繰り入れを行ったり、基金繰り入れを行って、保険料を上げない努力をしています。こういったことを行っているのは、平成27年度では県下25市町、その総額は48億7000万円にもなっています。

三重県が財政運営を担うことになると、今まで財政運営を行ってきた住民に身近な市町は、繰り入れの問題をはじめ、非常に困惑しています。 もちろん一番影響を受けるのは県民です。 だからこそ、請願者は広域化するこのときこそ、誰もが払える保険料にすることを切実に訴えておられるのです。

皆さん、今一番問われているのは、三重県行政が県民の命を守る立場に立つのか、今まで培われてきた市町国民健康保険の歴史にさお差し、国のガイドラインに沿って平準化や標準化、または統一化するのかというまさに地方自治の原点ではないでしょうか。

どうか請願者の願いに応えて、国の言いなりにならず、請願に賛成してい ただきますよう、お訴えをいたします。

次に、請願第28号について申し上げます。

30人学級と行き届いた教育を求めることは、30人学級実現とゆきとどいた 教育を求める会の皆さんが実に14年もの長きにわたり求め続けてきたもので す。

他県に先駆けて少人数学級を実現してきた三重県ですが、下限25人の条件を設けているため、2016年度に、小学1年生で26校42学級、小学2年生で34校52学級で30人学級が、また、中学1年生では10校26学級が35人以下学級を実施することができませんでした。

特に津市は、津市の平成29年度県政に対する要望の中で、30人以上の学級が、小学校では約25%、中学校では約70%を占めていて、30人を超える学級が多くなっていますので、下限25人の条件をなくし、実質的な30人学級の実現を強く求めています。

会の皆さんの請願について、教育警察常任委員会で教育長は、30人学級を

下限なしで実施するには相当数の教員が要るとして、非常勤講師を配置していると言っていますが、請願者は、2015年度非正規・再任用教職員率ランキングでは17.15%と全国一だという実態も示し、正規教員の大幅な配置を求めています。

非正規の教員は、生活するためには学校をかけ持ちせざるを得ない状況で、 職員会議にも参加できません。子どもたちにしっかりと向き合うためには、 正規職員を増やすことが基本ではないでしょうか。請願者の願いをどうか酌 み取っていただきますようお願いいたします。

なお、今回の請願の採決に当たり、請願者から、委員会で反対理由を述べないままで不採択にしたことなど、議会の対応は不誠実だという抗議の声が出されています。県民の願いを真摯に受けとめて、十分議論することが議会としての役割ではないでしょうか。一言申し添えておきます。

最後に、本請願への議員の皆さんの御賛同を重ねてお願いし、請願に対する賛成討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(中村進一) 以上で討論を終結いたします。

採決

〇議長(中村進一) これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第26号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度 の拡充を求めることについて及び請願第27号防災対策の充実を求めることに ついての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(中村進一) 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の 決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第23号国民健康保険広域化にむけて、誰もが安心して払える保

険料となるよう求めることについて及び請願第28号2017年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の 決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第24号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第25号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるもの につきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの 教育警察常任委員会関係

請願第26号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡 充を求めることについて

意見書案審議

○議長(中村進一) 日程第4、意見書案第11号義務教育費国庫負担制度の存 続と更なる充実を求める意見書案、意見書案第12号子どもたちの豊かな学び を保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求め る意見書案、意見書案第13号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に 関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第14号学校における防災対策 の充実を求める意見書案、意見書案第15号北朝鮮による日本人拉致問題の早 急な解決を求める意見書案、意見書案第16号TPP協定の締結等に関する慎 重な審議及び我が国の農業と国民生活を守ることを求める意見書案及び意見 書案第17号地方財政の充実及び強化を求める意見書案を一括して議題といた します。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第15号から意見書案第17号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第15号から意見書案第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論

○議長(中村進一) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番 (岡野恵美) 日本共産党は、意見書案第16号TPP協定の締結等に関する慎重な審議及び我が国の農業と国民生活を守ることを求める意見書案に反対の態度を表明いたします。

私たちが反対する理由は、TPP協定を今国会で批准すべきではないという1点であります。

今、農業団体を中心にTPP協定反対の運動が大きく高まっています。批准するなの声が連日国会を取り巻いています。

18日付の伊勢新聞は、輸入米取引、野党が追及との見出しで、民進党の議員が、不透明な金銭授受があった輸入米の入札問題を追及したほか、日米協議の経過が明らかになっていないとして交渉を担当した甘利明前経済再生担当相の参考人招致を要求した、また、日本から米国に輸出する完成車の関税が撤廃まで長い期間がかかるなどの譲歩を強いられたことを、安倍政権の交渉の問題だと指摘した事を報道しています。さらに自民党議員からも不安の声が上がっているなど、今の国会で批准すべきではないという意見は国民多数の意見になってきているのではないでしょうか。

今回、発覚したSBS米問題では、藤田宜三議員も本会議で質問されました。SBS米は、国の管理のもと、主食用として年10万トンの枠で輸入が認められている売買同時入札米で、業界ではげたと呼ばれる調整金によって、国産米より1割から2割安く流通していたことがわかりました。SBS米は、TPP協定が批准されれば、さらに年8万トン増やすことになっています。

政府は、輸入米の国内の米生産への影響はゼロだとして、TPP協定の影響額を試算しています。そこで日本共産党は、疑惑の徹底解明を求めるとともに、試算そのものをやり直すように求めています。

さらに、TPP協定は、農業分野や中小企業だけでなく、サービスや投資の自由化を約束し、医療、保険、雇用や食の安全などに大きな影響を及ぼす国のあり方を変える協定です。多国籍企業が進出先の国の制度が気に入らなければ裁判に訴えることのできるISD条項など、国の主権にとっても危険な内容です。

それなのに、安倍政権はアメリカ大統領選挙の前に上程し、アメリカに TPPの決断を迫るために、何としても今国会で批准したいと言っています。 まさにこのことは安倍政権の暴走ではないでしょうか。

私たちは、今国会で拙速に決めることは将来禍根を残すことになり、三重県の農業だけでなく、県民生活に多くの影響を与えることは必至だと考えます。

皆さん、今必要なのは、立場の違いを超え、断固として今の国会でTPP 協定を批准しないよう強く求めていくことではないでしょうか。このことを 訴えて反対討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(中村進一) 以上で討論を終結いたします。

採決

〇議長(中村進一) これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第13号から意見書案第15号まで及び意見書案第17号の4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(中村進一) 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のと おり可決されました。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決 されました。

次に、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村進一) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

常任委員長報告

O議長(中村進一) 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議 題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。石田成生戦略企画雇用経済常任委員長。

[石田成牛戦略企画雇用経済常任委員長登壇]

〇戦略企画雇用経済常任委員長(石田成生) 戦略企画雇用経済常任委員会に おいて、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

家庭教育の充実についてであります。

少子化の進行や共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している今、家庭教育の充実は強く求められるところです。

こうした中で、家庭教育に不安を持つ保護者も少なくありません。県には、 多様な主体と連携、協力し、家庭教育を応援する主体的な役割が求められて います。

教えること、勉強させることだけが家庭教育であるという偏ったイメージもまだ残っていますが、遊びの中から想像力や協調性を身につけるように、子どもたちが自らの力を発揮して育つ場面は、日常生活の至るところで子どもたちそれぞれに違った形で見られます。

県当局におかれましては、一人ひとりの子どもたち、一つ一つの家庭、家族の形を尊重し、それぞれの多様性を認め、価値観の押しつけにならないよう十分留意され、家庭教育の充実に向けた取組を進められるよう要望します。 以上、御報告申し上げます。

〇議長(中村進一) 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長(中村進一) 日程第6、議案第134号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長(中村進一) 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。「鈴木英敬知事登壇〕

○知事(鈴木英敬) ただいま上程されました議案第134号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、土地利用審査会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中村進一) 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略 し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略 し、直ちに採決することに決定いたしました。

採決

○議長(中村進一) これより採決に入ります。

議案第134号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村進一) 起立全員であります。よって、本案は同意することに決 定いたしました。

議案の上程

○議長(中村進一) 日程第7、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

- ○議長(中村進一) 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。「鈴木英敬知事登壇」
- **〇知事(鈴木英敬)** それでは、ただいま上程されました議案につきまして、 その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、平成27年度一般会計及び特別会計に係る歳 入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7521億8022万円余、歳出決算額は7365億3765万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である121億5280万円余を差し引いた実質収支としまして、34億8975万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する17億5000万円を地方自治法第233条の2の 規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の17億3975万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか11の特別会計につきましては、歳入決算額は1499億2513万円余、歳出決算額は1459億7165万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である1億8417万円余を差し引いた実質収支としまして、37億6931万円余の剰余が生じましたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第68号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。 報告第69号及び第70号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会

計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成27年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の

審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いた だきますようお願い申し上げます。

○議長(中村進一) 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

O議長(中村進一) お諮りいたします。ただいま議題となっております認定 第5号から認定第17号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の 議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じま すが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、 直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件名
5	平成27年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	平成27年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
9	平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事 業特別会計歳入歳出決算
1 0	平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計 歳入歳出決算

1 1	平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出 決算
1 2	平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
1 3	平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算
1 4	平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
1 5	平成27年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
1 6	平成27年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
1 7	平成27年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入 歳出決算

議員派遣の件

○議長(中村進一) 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の 一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議員派遣一覧表

1 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民 福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三 重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進する ことを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、平成28年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

- (2)派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成28年11月2日 1日間
- (4) 派遣議員 下野 幸助 議員 藤根 正典 議員 東 豊 議員 村林 聡 議員

2 地方議会活性化シンポジウム2016

(1) 派遣目的

18歳選挙権の実現により若者の政治参加の機運が高まる中、この機会をどのように評価し、また、いかに活用して、地方議会を巡る課題の解決につなげるか意見交換を行い、広く情報発信することを目的とする。

- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成28年11月7日 1日間
- (4) 派遣議員 中瀬古初美 議員 水谷 隆 議員

3 第8回全国自治体議会改革推進シンポジウム

(1)派遣目的

全国の自治体議会が集まり、議会基本条例の制定を契機にどのように議会が活性化されたのか、また、そのためにどのように議会基本条例が活用されたのか、そして今後はどのように展開するのかについて意見交換を行い、もって全国の自治体議会の議会改革の推進に資することを目的として開催するシンポジウムに出席する。

(2)派遣場所 三重県四日市市

(3)派遣期間 平成28年11月9日 1日間

(4) 派遣議員

芳野 正英 議員 中瀬古初美 議員 庸 耕太郎 議員 山内 道明 山本 里香 議員 恵美 議員 岡野 議員 倉本 崇弘 稲森 稔尚 議員 下野 議員 幸助 議員 智也 議員 藤根 正典 議員 智子 議員 田中 小島 彦坂 公之 議員 濱井 初男 議員 吉川 新 議員 木津 直樹 議員 議員 田中 祐治 野口 TF. 議員 石田 成生 議員 中村欣一郎 議員 大久保孝栄 議員 曹 東 議員 津村 衛 議員 杉本 能野 議員 藤田 官三 議員 後藤 健一 議員 北川 裕之 議員 富男 村林 聡 議員 小林 正人 議員 服部 議員 中嶋 津田 健児 議員 年規 議員 奥野 英介 議員 今井 智広 議員 長田 隆尚 議員 直人 議員 舘 前田 剛志 議員 舟橋 裕幸 議員 三谷 哲央 議員 青木 謙順 議員 中森 博文 議員 前野 和美 議員 勝 議員 山本 教和 議員 水谷 降 議員 山本

4 第16回都道府県議会議員研究交流大会

議員

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

中川 正美 議員

(2)派遣場所 東京都

西場 信行

(3)派遣期間 平成28年11月15日 1日間

(4) 派遣議員 芳野 正英 議員 廣 耕太郎 議員 倉本 崇弘 議員 下野 幸助 議員 中村欣一郎 議員 津村 衛 議員 小林 正人 議員 服部 富男 議員 長田 隆尚 議員 青木 謙順 議員 **〇議長(中村進一)** これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長(中村進一) お諮りいたします。明20日から11月20日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村進一) 御異議なしと認め、明20日から11月20日までは休会とすることに決定いたしました。

11月21日は、定刻より本会議を開きます。

散会

O議長(中村進一) 本日はこれをもって散会いたします。 午前11時3分散会